

## 三商レポート

### 第六十六話 「高齢者の財産を狙った養子縁組」

相続プラザ花小金井（株）三商 内藤 雄

小平市花小金井南町 1-14-24 電話 042-467-2103

E-mail [sansyo@trust.ocn.ne.jp](mailto:sansyo@trust.ocn.ne.jp)

妻に先立たれた A さんは、広い敷地の大きな家で 1 人暮らしをしていた。子供はいなかった。75 歳になった A さんは、アルツハイマー型認知症が進行し始め、ヘルパーの B が来ることになった。中年女性の B はよく働き、A さんの信頼を得て、お金の出し入れまでもするようになっていた。やがて A さんの内情を知った B は、ある計画を考えた。B の 1 人息子の C(25 歳)に事情を話し、A さんには内緒で、A さんと C の養子縁組届けを作成し、C に提出させた。C は役所の窓口で運転免許書を提示し、届出は受理された。A さんは窓口に行かなかったため、役所から A さん宅に通知が届けられることとなった。しかし、A さんは届いた通知の内容に気づかなかった。B と C は、ひそかに A さんの死を待った。その後、A さんは老人施設に入り、まもなく亡くなった。その結果、計画通り A さんの全財産は養子の C が全て相続することになった(これはフィクションです)。

こうしたミステリーじみた事件が実際に起きるのは、養子縁組手続きに問題がある。養子縁組は、婚姻と同様に成立のために要式行為が求められている。しかし、当事者が養子縁組届けの書名欄に署名し、所定の届出がなされれば足りる(戸籍法 66 条)。また、役所の戸籍吏は形式的な審査権しか持たないので、縁組の意思を確認する権限や義務はない。その署名が代署であっても有効に成立する(判例)ので、実質的には当事者の一方のみの行為でもなしうる。

民法は証人 2 名の署名を必要としているが(739 条 2 項 799 条)、届出用紙の証人欄に署名があれば足りる。証人にも、養親および養子の縁組意思を確認することは求められていない。証人は、届出の真正に対する証明力を保障する趣旨で定められているが、養子縁組無効確認訴訟で「証人が当事者に会ったこともない」との事実が認定されたとしても、結論を左右することにはならない。

つまり、形式的要件の整った養子縁組届けが提出されて、これが受理されてしまえば、当事者の「自署」がなくとも、その名の通りの証人がいなくとも、養親および養子に養子縁組の意思があったことが推定される。そして、受理されたその日から法律上の効力

が生じる。その結果、養子は法律上の相続人として相続を迎えることになる。

このような事態となりうる現在の養子縁組の手続きは、遺言制度と比較してもあまりに脇が甘すぎる。

認知症となり成年後見人が必要な場合に遺言するには、医師 2 人以上の立会が必要である。医師は遺言者が遺言する時、精神上的の障害や能力に問題はなかったことを付記することになっている(民法973条)。

相続と同じ効果を持つ養子縁組の手続きなのに、現状はあまりに無防備すぎる。そのため、冒頭のケースのような高齢者の財産を狙った養子縁組の悪用の危険性があとをたたないことになる。

こうした事態を防ぐため、平成 20 年 5 月 1 日から届出の際の「本人確認」が法律上のルールとなった。窓口で運転免許証・パスポート・住民基本台帳など顔写真のある証明書を 1 点提示する。または、国民健康保険証・国民年金手帳・恩給証書・印鑑証明書など 2 点以上を提示する。これにより、氏名・住所・生年月日を確認する。窓口で本人確認できない場合は、書類審査で受理決定したあと、届出人の住所地に通知書を発送することになった。それでも認知症の高齢者には通知書がわからない場合がある。その後、成年後見人が就任しても、養子縁組当時の被後見人の意思を確認することは不可能に近い。まして被後見人が亡くなってしまっていたら確認の仕様がなない。

こうした事態を防ぐには、定期的に戸籍を入手してチェックする必要があるが、身寄りのない高齢者は誰がチェックするのか。戸籍の取得も厳しくなっている。

心配な人は、養子縁組の届出があっても受理しないで下さいという主旨の「不受理届」を出しておくという予防策がある。以前はその有効期間は 6 ヶ月であったが、平成 20 年 5 月 1 日からは有効期間の定めがなくなった。ただし、申出や取下げは必ず本人が窓口に行く必要がある。しかし、多くの人はまさか自分が狙われているとは思っていないし、こうした制度があることを知らない。

こうしてみて来ると、依然として養子縁組手続きの脇の甘さが残っていて、悪用される危険性はなくならないと思われる。そこで、相続については遺言制度があり、財産管理等については成年後見制度が完備されたことから、相続や扶養などを目的とする養子縁組制度の必要性は減っており、成年養子制度を廃止すべき時期に来ているのではないかと、この見解が説得力を持ってくる。

仮に成年養子制度が今後も維持されるのであれば、ドイツ、フランスなど西欧諸国のように裁判所の審査ないし行政機関が実質にかかわるよう戸籍法改正等が至急講じられるべきと考える。

(「新家族法実務体系②」新日本法規出版所収「養子縁組の無効と離縁」相原佳子を参照しました。)

(2009 年 12 月 3 日)

～今年も「三商レポート」をお読みいただきありがとうございました。～

～来年もよろしくお願ひ致します。～